

ID: 1006

担当部署: 建設課

処分の概要	広告物の表示等の許可
例規名 根拠条項	鳥取県屋外広告物条例 第3条第1項及び第3条の2第3項
例規番号	昭和37年鳥取県条例第31号
<p>【根拠条文】</p> <p>(制限)</p> <p>第3条 次に掲げる地域又は場所(前条第1項各号に掲げる地域又は場所を除く。)において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち知事が指定する区域</p> <p>(2) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第5条第1項の規定により指定された国立公園の区域</p> <p>(3) 道路、鉄道及びこれらに接続する地域で、知事が指定するもの</p> <p>(4) 鳥取県景観形成条例第8条第2項の規定により定められた景観形成重点区域のうち知事が指定する地域</p> <p>2 前項の規定による許可の期間は、2年を超えることができない。</p> <p>3 知事は、前項に規定するもののほか、第1項の規定による許可に、良好な景観を形成し、若しくは美観風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。</p> <p>(適用の除外)</p> <p>第3条の2 次に掲げる広告物又は掲出物件(以下「広告物等」という。)については、前2条の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 法令の規定により表示し、又は設置されるもの</p> <p>(2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)その他の法律の定めるところにより行う選挙運動のために表示し、又は設置されるもの</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上、慣例上その他の理由によりやむを得ないと認められるもので規則で定めるもの</p> <p>2 次に掲げる広告物等については、第2条第1項及び前条の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の居所又は事業所若しくは営業所に表示し、又は設置されるもので規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(2) 自己の管理する土地に管理上の必要に基づき表示し、又は設置されるもので規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(3) はり紙又ははり札等で規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(4) 一時的又は仮設的なもので規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(5) 前各号に掲げるものに準ずるもので規則で定めるもの</p> <p>3 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自己の事業若しくは営業の内容若しくは自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置(別表において「自己の氏名等」という。)を表示するための広告物又はこれを掲出する物件(前項第1号に掲げるものを除く。)のうち知事の許可を受けたものについては、第2条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>4 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による許可について準用する。</p>	

【基準】

根拠条文及び鳥取県屋外広告物条例施行規則第4条の規定による。

鳥取県屋外広告物条例施行規則

(許可の基準)

第4条 条例第5条に規定する許可の基準は、条例別表に定める基準に加えて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

(1) 条例第3条第1項及び第4条第1項の規定による許可 別表第1に定める基準

(2) 条例第3条の2第3項の規定による許可 別表第1の2に定める基準

2 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自己の事業若しくは営業の内容若しくは自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置(別表第1の2において「自己の氏名等」という。)を表示するための広告物又は掲出物件(野立てであって、別表第1の第1号アに掲げる基準に適合しないものに限る。)を設置しようとする場合における条例第3条第1項及び第4条第1項の規定による許可の基準は、前項の規定にかかわらず、条例別表に定める基準に加えて、別表第1の2に定める基準とする。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成26年6月2日	最終変更年月日	年 月 日